

令和 3 年 3 月
警 察 庁

「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 26 日までの間、「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、27 件の御意見を頂きました。

「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 9 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 2 年 12 月 28 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 27 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	23 件
電子メール	2 件
F A X	0 件
郵 送	2 件

「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類追加関係

賛成の立場から、

- 空気銃の安全な取扱いを習得するために有効である。
- 狩猟や有害鳥獣駆除の安全に大きく寄与する。
- 空気銃を撃てる射撃場が増え、助かる。

といった御意見がありました。この他、

- ライフル射撃場のうち、小口径ライフル射撃場ではなく、大口徑ライフル射撃場で空気銃を撃てるようにすべき。

といった御意見がありました。

現行のライフル射撃場は、ライフル銃の中で威力の弱いとされる、公称口径22のへり打ちのライフル銃のみを使用するもの（小口径ライフル射撃場）とその他のライフル銃を使用するもの（大口徑ライフル射撃場）がありますが、今回の改正では、いずれのライフル射撃場においても、空気銃を射撃することができることとしています。

2 空気銃射撃場における管理方法の基準の見直し関係

- 「必要以上に高い圧力」の目安を示してほしい。

といった御意見がありました。

本規制は、威力の強い空気銃が出現する中、空気銃射撃場においては、高い圧力での射撃により、射撃する者に向かっての跳弾を起こすおそれがあることなどに鑑み、危害予防上の観点から、空気銃射撃場における管理方法の基準として規定するものですが、「必要以上に高い圧力」の具体的内容は、射撃場における標的までの距離や構造等、個々の射撃場により異なることから、その内容を一律に示すことは困難です。

今回の改正内容を都道府県警察に周知するとともに、その趣旨に沿った運用が全国でなされるよう指導監督してまいります。